

新発田地域広域事務組合
下越福祉行政組合

新発田地域広域共同処理施設総合管理計画(素案)

平成28年度～令和17年度(20年間)

【住民意見公募用】



平成28年1月策定
令和8年3月改定

目 次

1 はじめに	1
(1) 共同処理施設総合管理計画の目的	1
(2) 組合の概要	2
①新発田地域広域事務組合	
②下越福祉行政組合	
2 共同処理施設の現況及び将来の見通し	4
(1) 老朽化の状況や利用状況をはじめとした共同処理施設の状況	4
①対象施設	
②対象施設の現況と課題	
③有形固定資産減価償却率の推移	
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し	8
(3) 共同処理施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な 経費の見込み、施設数の削減等の対策を実施した場合の経費 の見込み・効果額について	10
(4) 充當可能な財源の見込みについて	11
3 共同処理施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	13
(1) 計画期間について	13
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	13
(3) 現状や課題に関する基本認識	14
(4) 共同処理施設の管理に関する基本的な考え方	15
①点検・診断等の実施方針	
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	
③安全確保の実施方針	
④耐震化の実施方針	
⑤長寿命化の推進方針	
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	
⑦脱炭素化の推進方針	
⑧統廃合や廃止の推進方針	
⑨数値目標	
⑩地方公会計(固定資産台帳等)の活用	
⑪保有する財産(未利用資産等)の活用や処分に関する基本方針	

⑫広域連携	
⑬地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携	
⑭総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針	
(5) フォローアップの実施方針 -----	19
4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針-----	19
(1) 施設類型ごとの基本方針 -----	19
(2) その他 -----	19
5 その他の事項に関する方針-----	20
(1) 組合構成市町村との調整について -----	20
6 おわりに -----	20

1 はじめに

（1）共同処理施設総合管理計画の目的

国において策定された「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）」、平成26年4月22日付け総財務第74号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」による計画策定の要請に基づき、当組合では、平成28年度に「新発田地域広域共同処理施設総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、令和7年度末時点で10年が経過することとなります。

その間、老朽化した施設や用途廃止となった施設を中心に統廃合等に取り組み、計画的かつ適正に共同処理施設の管理に努めてきました。

一方で、10年間で組合管内的人口は1割超減少し、組合に求められる共同処理施設の規模にも変化が生じてきたため、組合の最上位計画である「第2次新発田地域広域共同処理後期基本計画」と整合を図りながら、共同処理施設を適正規模へ見直す必要が生じています。

のことから、本計画の策定から10年が経過するこのタイミングで、組合管内の現状を確認し、将来を見据えて本計画を見直すことにより、共同処理施設の総量の適正化を進めることとして、本計画を改定するものです。

今回の改定では、共同処理施設の今後の統合、維持、廃止の方向性、その計画の推進方法等を示します。

また、計画最終年度である令和17年度までの間も、適宜、現状を把握し、最適な共同処理施設のあり方を検討するなど、必要に応じて本計画を改定することとします。

（2）組合の概要

①新発田地域広域事務組合

◆構成市町村 新発田市、胎内市、聖籠町

◆面積 835. 58km²

◆人口 131, 664人

◆世帯数 53, 588世帯

◆共同処理事務の種類

- ・消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づく市町の処理すべき事務（ただし消防団を除く）
- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく火葬場の設置及び管理運営に関する事務
- ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、要介護認定及び要支援認定に係る介護認定審査会による審査判定に関する事務
- ・ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務

※旧し尿処理施設の管理に関する事務については、事業終了に伴い廃止した。

②下越福祉行政組合

※令和2年度から旧新発田地域老人福祉保健事務組合の事務を承継した上、旧下越障害福祉事務組合から改名した。

◆構成市町村 新発田市、村上市、新潟市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、栗島浦村

◆面積 2, 588. 73km²

◆人口 273, 215人

◆世帯数 111, 240世帯

◆共同処理事務の種類

- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設の設置及び管理運営に関する事務
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設の設置及び管理運営に関する事務
 - ・組合が設置する施設において行う法第5条第8項に規定する短期入所事業に関する事務
 - ・組合が設置する法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所において行う法第5条第19項に規定する特定相談支援事業に関する事務
 - ・生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設の設置及び管理運営に関する事務
 - ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務
 - ・休日、夜間救急診療所の設置及び管理運営に関する事務
- ※旧伝染病予防法（明治30年法律第36号）第17条の規定により設置した隔離病舎の管理に関する事務については、事業終了に伴い廃止した。

※各市町村の面積、人口及び世帯数については、令和7年3月31日時点のデータを積算したもの。

2 共同処理施設の現況及び将来の見通し

（1）老朽化の状況や利用状況をはじめとした共同処理施設の状況

①対象施設

本計画においては、広域関係2組合（以下、「2組合」という。）が保有し、設置・管理運営を行っている全ての共同処理施設を対象とします。

②対象施設の現況と課題

本計画策定当初の平成28年度時点では、共同処理施設は合計25施設となっていましたが、令和7年度までの10年間においては、老朽化の著しい施設、用途廃止により不要となった施設を中心に改築、統合、処分を計画的に実施し、令和7年度時点で合計20施設となりました。

一方で、この10年間において組合管内的人口は1割超減少し、今後も人口減少が続く見込みから、構成市町村の財政状況も厳しさを増していくことが予測されます。

更に、近年物価や人件費高騰の影響による費用増、また、長年、横ばいであったごみの排出量や福祉施設の入所需要が減少に転じたほか、聖籠町の廃棄物施設の共同処理事務への加入予定などにより、構成市町村及び地域住民から求められる施設規模に変化が生じ、課題となっています。

のことから、将来的な社会情勢と2組合の構成市町村の財政負担の軽減を見据えて、更なる「共同処理施設総量の適正化」が必要です。

なお、施設の現状や本計画策定期間における今後の推移、計画等については、図表1-1～1-5に示すとおりです。

图表1-1

■新発田地域広域事務組合

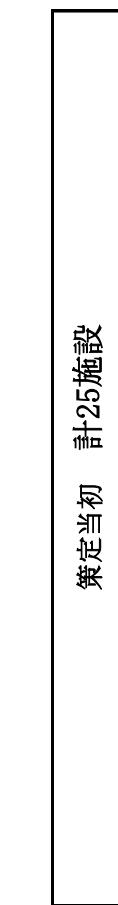
H28年度(当初計画策定期)

No	分類	施設名	実績 (H28～R7)			計画 (R8～R17)		R17目標
			敷地面積 (m ²)	構造	建物面積 (m ²)	No	施設名	
1	庁舎等	広域合同庁舎	1,938.07	RC造	940	S52.11	1 広域合同庁舎	
2	集会施設	広域交流施設 虹の里交流館	3,000	S造	880	H10.4	2 広域交流施設虹の里交流館	
3	消防施設	消防本部・新発田消防署	6,701.89	RC造一部SS造	1,309	S57.3	3 消防本部・新発田消防署	組合本庁舎・消防本部・廃止を検討
4	消防施設	胎内消防署	2,002.20	RC造一部SS造	683	S50.3	4 胎内消防署	1 R8移転改築 2 R12移転改築、統合予定 3 胎内消防署
5	消防施設	聖籠分署	1,890.43	RC造	542	S53.7	5 聖籠分署	1 新発田消防署 2 胎内消防署
6	消防施設	中央出張所	1,938.07	RC造	789	S38.8	6 中央分署	4 中央分署
7	消防施設	紫雲寺出張所	240.15	RC造	109	S48.1	7 さくら分署	5 さくら分署
8	消防施設	加治川出張所	310.45	RC造	109	S48.8		
9	消防施設	豊浦出張所	516.17	RC造	139	S47.12	8 豊浦出張所	6 豊浦出張所
10	消防施設	川東分遣所	486	S造	86	S60.12	9 川東出張所	7 川東出張所
11	消防施設	黒川出張所	782	RC造	109	S48.3	10 黒川出張所	
12	火葬場	広域葬斎センター 願文院	6,719	RC造	797	S54.7	11 広域葬斎センター願文院	8 広域葬斎センター願文院
13	廃棄物処理施設	新発田広域 クリーンセンター	21,439.31	RC造	7,193	H10.3	12 新発田広域 クリーンセンター	9 新発田広域 クリーンセンター
14	廃棄物処理施設	中条地区墓木焼却場	10,000	RC造	4,112	S62.10	13 中条地区墓木焼却場	
15	廃棄物処理施設	新発田広域 不燃物処理場	917.30	S造	682	S56.8	14 新発田広域不燃物処理場	10 新発田広域工コバーケ R11更新
16	廃棄物処理施設	新発田広域工コバーケ	127,711	RC造	1,604	H13.4	15 新発田広域工コバーケ	
17	廃棄物処理施設	旧中部衛生センター	13,184	RC造	1,780	H5.10	16 壴却処分 完了	
18	廃棄物処理施設	旧新発田衛生センター	9,174.74	RC造	3,719	S60.12	17 H29.3 解体処分 完了	

図表1-2

■下越福祉行政組合（旧下越障害福祉事務組合、旧新発田地域老人福祉保健事務組合）

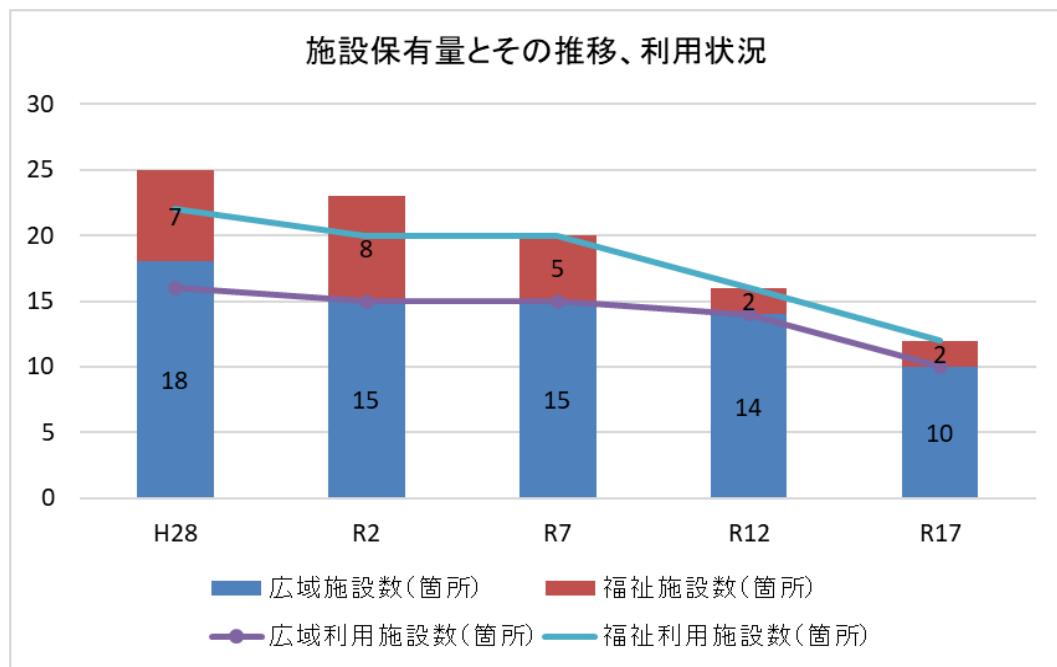
H28年度（当初計画策定期）						
No	分類	施設名	敷地面積 (m ²)	構造	建物面積 (m ²)	竣工
1	高齢福祉施設	養護老人ホームあやめ寮	9,430.96	RC造	3,362	H19. 1
2	高齢福祉施設	養護老人ホームあやめさゆり	9,263	RC造一部S造	2,977	H17. 9
3	診療所	新発田地区救急診療所・休日救急歯科診療所	2,000	S造	494. 34	H23. 3
4	障害福祉施設	福祉型障害児入所施設いじみの学園	7,130.78	RC造一部S造	1,139	H7. 3
5	障害福祉施設	障害者支援施設いじみの寮		RC造	1,703	S54. 3
6	障害福祉施設	救護施設ひまわり荘	10,339.4	RC造	3,930	H9. 11
7	隔離病舎	旧下越広域伝染病舎	922. 07	RC造	439	S59. 3



内、令和17年度まで更新しないで維持した場合、
耐用年数に達する施設数→21施設（全体の84%）



図表1-3



※H28 未利用施設：旧新発田衛生センター、旧中部衛生センター、旧下越広域伝染病舎

※R2 未利用施設：いじみの寮、いじみの学園、旧下越広域伝染病舎

図表1-4 保有面積

	実績←→計画				
	H28	R2	R7	R12	R17
広域組合保有面積(m ²)	25,655	19,883	21,829	25,230	23,857
福祉組合保有面積(m ²)	14,525	19,279	15,515	5,246	5,246

※更新後の胎内消防署、聖籠分署について、想定延床面積を計上。

※更新後の最終処分場及び廃棄物中間処理施設については、現施設面積を計上。

図表1-5 耐用年数到達施設数

	実績←→計画				
	H28	R2	R7	R12	R17
新発田地域広域事務組合	1	1	4	3	0
下越福祉行政組合	0	0	0	0	0

※H28：旧中央出張所

R2：不燃物処理場

※R7：胎内消防署、黒川出張所、不燃物処理場、新発田広域エコパーク

※R12：聖籠分署、中条焼却場、不燃物処理場

③有形固定資産減価償却率の推移

2組合の共同処理施設について、建設当時からの経過年数に応じた減価償却率の推移は図表2-1、2-2のとおりです。

割合が高くなるほど、老朽化が進んでいることを示します。

図表2-1 新発田地域広域事務組合

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
76.0%	75.0%	78.5%	77.4%	75.7%	75.1%	75.2%

図表2-2 下越福祉行政組合

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
39.0%	41.7%	44.5%	46.3%	46.4%	49.0%	50.8%

※2組合固定資産台帳より算出

（2）総人口や年代別人口についての今後の見通し

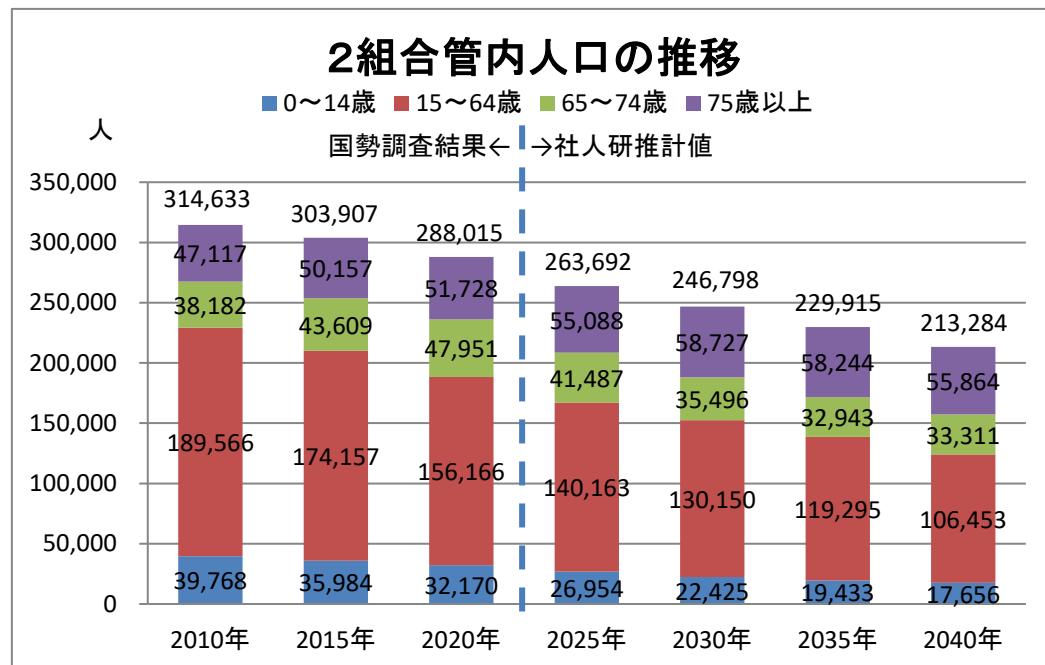
2組合を構成する8市町村（新発田市・村上市・新潟市（旧豊栄市区域）・阿賀野市・胎内市・聖籠町・関川村・栗島浦村）の人口は、図表3に示すとおり、2010年（平成22年）は314,633人でしたが、30年後の2040年（令和22年）には、213,284人になると推計され、特に生産年齢人口が著しく減少すると予測されています。

一方で、老齢人口の割合は、図表4に示すとおり、2010年（平成22年）の27.1%から30年後の2040年（令和22年）には、41.8%に増加し、年少人口は、39,768人（12.6%）から、17,656人（8.3%）に減少することが予測されています。

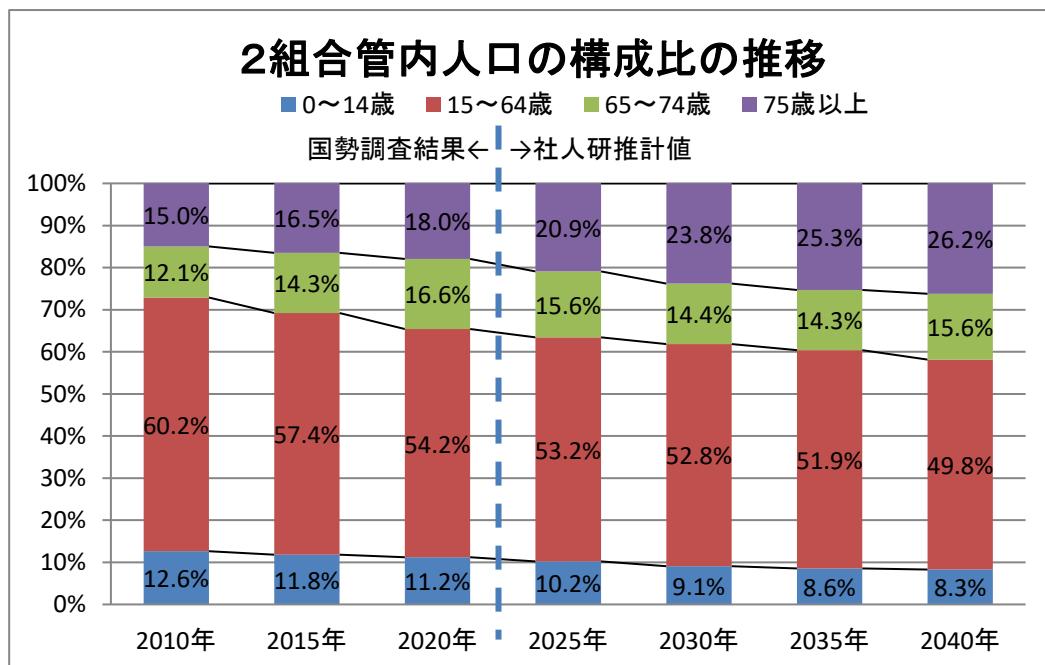
本計画策定当初時点での2040年推計値では、生産年齢人口114,631人（51.5%）、老齢人口86,662人（39.0%）、年少人口21,041人（9.5%）で、生産年齢人口及び年少人口は減少し、老齢人口が増加しています。

これらは、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が将来推計したのですが、本計画策定当初より、人口減少及び高齢化率の上昇に関するいずれも進行しています。

図表3



図表4



※国勢調査結果及び社人研HPより数値を引用

※新潟市（旧豊栄市）の推計は、新潟市HP等の掲載データを参考に一部独自推計したもの

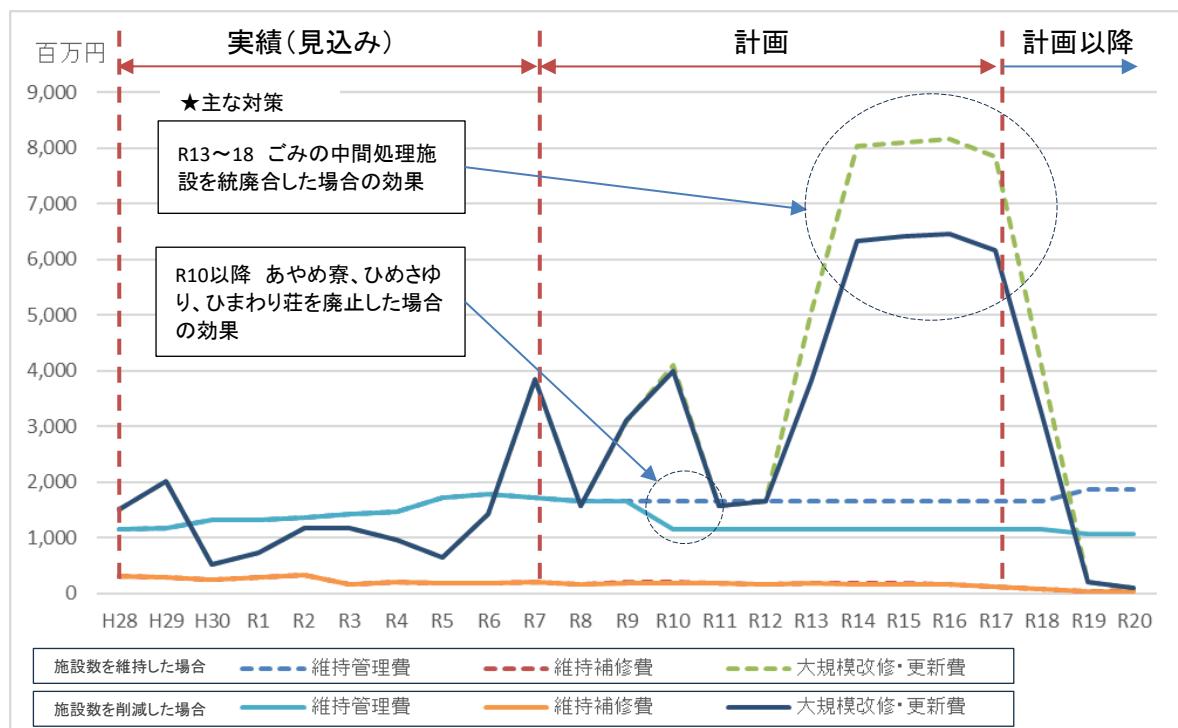
(3) 共同処理施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み、施設数の削減等の対策を実施した場合の経費の見込み・効果額について

2組合では、本計画策定当初からの10年間において、構成市町村と連携し地域住民から求められるサービスを維持した上で、老朽化施設の更新、統合、廃止や施設機能維持に取り組んできました。

併せて、今後10年間においては、令和7年度時点で保有する20施設のあり方について、今後の社会情勢や財政状況に配慮した適正かつ計画的な事業を推進することとして、図表1-1、1-2に示す施設数での計画としています。

図表5は、上記に示す施設数の削減を考慮した場合の経費の見込みと、施設数を変えず更新・維持し続けた場合の経費の見込みを年度別に比較したものです。

図表5



図表6により、本計画改定年度の令和8年度から令和17年度における、維持管理費、維持補修費、大規模改修・更新費について、施設数の削減を考慮した場合における効果額を比較しました。

図表6



(4) 充當可能な財源の見込みについて

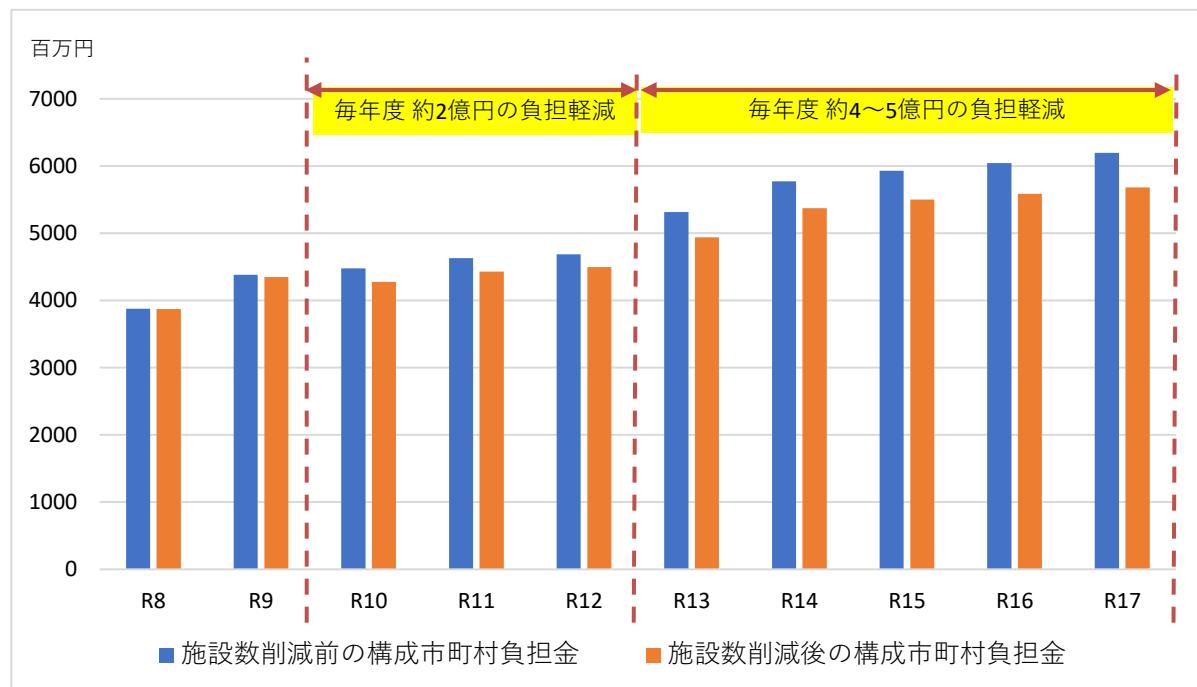
組合の財源として主なものは、構成市町村からの負担金や、地域住民が施設を利用した際に支払う手数料等が挙げられます。

併せて、大規模改修や建設工事等の多額の経費が必要な時には、国や県の補助制度の活用や、起債（資金を借り入れること）により資金を調達します。

図表5、6に示したとおり、施設数の削減により経費を抑えることが、構成市町村の財政負担の軽減に大きな役割を果たし、持続可能な地域づくりへの貢献にもつながると考えられます。

なお、施設数を削減した場合の市町村負担金に対する効果額について、図表7に示します。

図表7 構成市町村負担金に対する効果額



※ 施設削減前後の負担金を組合で試算したもの。

※ 本図表は、構成市町村（新発田市、村上市、新潟市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村）全体での負担金の合算。

3 共同処理施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 計画期間について

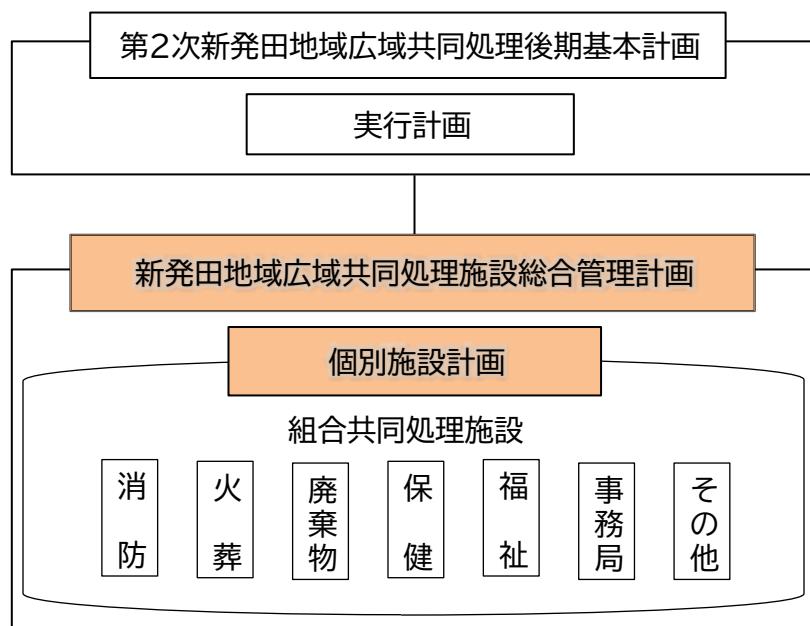
本計画策定期点から20年間で耐用年数を超過する共同処理施設が全体の84%になる見通しであったことから、平成28年度から令和17年度までの20年間を計画期間としました。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

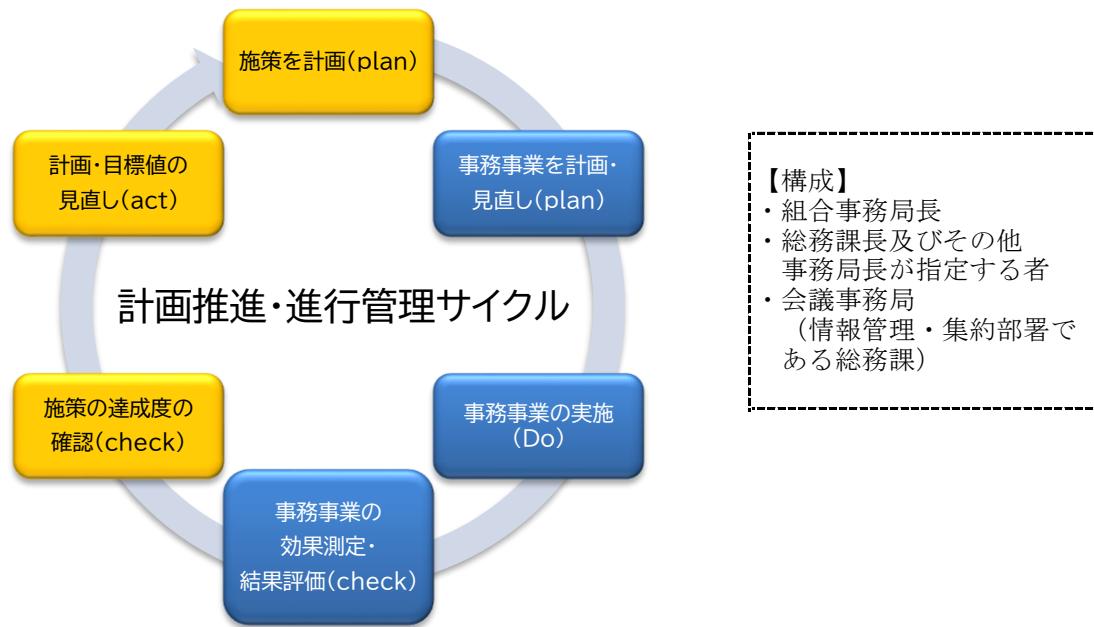
本計画は、図表8のとおり2組合の最上位計画である「第2次新発田地域広域共同処理後期基本計画」と併せて推進し、共同処理施設を総合的に把握します。

この基本計画の進行管理については、図表9に示すとおり、「新発田地域広域共同処理事務施策評価会議」の設置により、すでに全庁的な取組み体制及び情報の管理・集約体制を確立しており、本計画においてもその体制を活用することで、持続可能な計画の推進を実現します。

図表8 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



図表9 新発田地域広域共同処理事務施策評価会議



(3) 現状や課題に関する基本認識

「2 (2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し」で示したように、2組合の構成市町村の人口は、2010年（平成22年）の314,633人から、2040年（令和22年）には213,284人まで減少すると推計されています。

人口減少に伴う経済活動の規模縮小・税収の減少により、構成市町村の財政環境が今後更に厳しさを増していくことを十分に認識し、組合も共通の危機感を持つ必要があります。

併せて、共同処理施設の10年後、あるいはその先を見据えた中で、構成市町村及び住民から求められるサービスを提供できる施設の機能を維持しながら、集約化し、「共同処理施設総量の適正化」を行うことで、求められる共同処理施設の姿を実現していくことが必要不可欠です。

このことから、これまで以上に効率的で効果的な共同処理を実現し、地域住民の安全・安心な日常生活に必要な施設の設置、適正な管理・運営の実行を強く認識し、各種課題に対処していきます。

（4）共同処理施設の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

共同処理施設の各種設備機器等の日常点検をはじめ、定期点検や建物診断の実施及び「施設カルテ」の作成により、施設の維持補修・管理計画に適切に反映可能な仕組みを導入します。また、24時間稼働が必要な施設については、点検・診断結果をもとに、災害対応と共同処理事務の継続が可能な施設管理に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

共同処理施設においては、上記①に示した「施設カルテ」の情報を基に、その内容、状況、優先度を踏まえて、事後保全（壊れた後に修繕を行う）か予防保全（壊れる前に計画的に修繕を行う）かを適切に判断し計画・実施します。

更新に向けた事業計画が進捗している施設については、残りの使用年数と費用対効果を勘案し、必要最低限の維持管理・修繕に努めます。

更新済みの施設については、「施設カルテ」を活用し、建物及び設備の耐用年数を延ばす効果のある大規模改修の必要性を隨時検討、実施することで、効率的な施設運営を目指します。

施設更新にあたっては、2組合全体の中で大規模改修・更新事業費との平準化を踏まえて実施年度を検討することとし、併せて管理運営手法についても、指定管理者制度やPFI又はPPPなどの民間資金活用等の効果を検証することとします。

③安全確保の実施方針

今後の施設利用者の高齢化への対応や従事する職員の安全衛生の観点から、法令に基づく建築構造物、換気設備・空調設備などの各種点検を継続的に実施するとともに、職員による定期的な安全パトロールを実施します。

点検結果を踏まえ、緊急度が高い設備については優先的に、予防保全が必要な設備については中・長期的な観点を踏まえて予算化し、改修等を実施します。

また、老朽化が進行するなど、危険性が認められる施設については、廃止又は更新を進めます。

④耐震化の実施方針

2組合が保有する共同処理施設は、消防、火葬、廃棄物処理、高齢者・障害者福祉など、いずれも住民の安全・安心な日常生活に密接に関係し、予期せぬ災害時においても事業を継続して運営することが必要不可欠な施設となっています。

このことから、構造部分の耐震性のみならず、非構造部分の安全性(耐震性)についても十分な検討を行い、施設利用者の安全性の確保と災害時の業務継続を想定した改修を推進します。

また、非構造部や備品等の落下、転倒等による被害を防ぐため、耐震化等の措置を講じるとともに、定期点検を実施します。

⑤長寿命化の推進方針

「共同処理施設総量の適正化」を念頭に、継続する必要がある建物・設備について、耐用年数を延ばす効果のある大規模改修工事等の実施による長寿命化を推進します。

なお、2組合の各施設においては、本計画に準じたうえで、個別に計画を策定し、推進します。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定）を踏まえ、共同処理施設での計画的な改修、今後更新予定の施設における設計計画を推進します。

⑦脱炭素化の推進方針

構成市町村で掲げる「ゼロカーボンシティ宣言」での目標に準拠しながら、組合においても共同処理施設におけるCO₂排出量削減や環境に配慮した計画を検討・推進します。

⑧統廃合や廃止の推進方針

「共同処理施設総量の適正化」を念頭に、各施設の利用状況や将来的な必要性を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう、構成市町村と協議しながら、統廃合や廃止の検討・検証を実施します。

用途を廃止する施設や、移転改築・統合等により使わなくなった施設については、可能な限り用途の転用・売却などの検討を実施し、有効活用を図ることとし、利活用の見込めない施設については、安全確保の観点からも除却債などの財源の活用により、積極的に処分を進めます。

⑨数値目標

図表1-1、1-2に示す共同処理施設数を目指します。

「共同処理施設総量の適正化」を念頭に、隨時、構成市町村と協議し、施設数の削減や、機能の集約化を推進します。

⑩地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計（固定資産台帳等）について、2組合が保有する資産の基礎情報として、資産価格の推移や状況を公表し、組合施設の管理に活用します。

⑪保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

2組合が所有している未利用資産等については、売却、交換、譲与等の方法により、積極的な処分を検討・推進します。

⑫広域連携

令和11年度より聖籠町がごみ処理事業に加入するほか、消防の通信指令業務の広域化が検討されており、既存の共同処理事務の枠組に捉われず、効率的かつ構成市町村間の負担に配慮した組織運営を推進します。

⑬地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

現在、組合共同処理施設において該当する計画及び施設が無いことから、本計画の対象外とします。

⑭総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

共同処理施設については、上記の①～⑧に示す方針をもとに、予算化し、事業を実施していきます。

その中で、補助金や交付税措置のある地方債など、有効な財源の活用により、構成市町村の財政計画にも配慮した計画を立てることにより、予算と施設の双方で計画的かつ効率的な管理を実現します。

また、「第2次新発田地域広域共同処理後期基本計画」との整合を図り、組合全体で財政、財産管理等の情報を共有し、共同処理施設の管理を総合的かつ計画的に実施するための体制を構築します。

（5）フォローアップの実施方針

「（2）全序的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策」に示したとおり、「第2次新発田地域広域共同処理後期基本計画」を本計画の上位計画としていることから、上位計画の進行管理に合わせて隨時フォローアップを行い、必要に応じて本計画の更新を行います。

フォローアップの手法については、「新発田地域広域共同処理事務施策評価会議」や「行政評価委員会」等を通じ、事業の内容や体制等を点検し、総合的かつ計画的な管理を実現します。

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

（1）施設類型ごとの基本方針

2組合においては、「2（1）①対象施設」で示したとおり、庁舎等の一般施設のほか、火葬場、消防施設、廃棄物処理施設、福祉施設等の公共施設のみを保有しており、インフラ施設は保有していません。

のことから、施設類型ごとの基本方針については、別途共同処理施設ごとの基本方針を定めた「個別施設計画」をもって替えることとします。

（2）その他

補助事業等により取得した施設については、補助金適正化法等の運用状況など財産処分の取り扱いが所管省庁によって異なるため、最新の情報を収集し、手続きに係る検討を行います。

5 その他の事項に関する方針

（1）組合構成市町村との調整について

2組合は、地方自治法に定める一部事務組合であることから、組合が保有する共同処理施設の状況や財政状況等の情報について、構成市町村と共有し、市町村が策定する総合計画や公共施設等総合管理計画等と調整を図りながら、本計画を推進します。

6 おわりに

本計画に記載したとおり、2組合は構成市町村の厳しい財政環境の中で、「共同処理施設総量の適正化」を念頭に置いた施設運営が強く求められています。

老朽化施設の対応に関連して、将来的な財政負担や施設総量の適正化を勘案しての統廃合や再配置による公共施設のマネジメントは、国、都道府県、市区町村を含めた全国的な問題となっており、今後の2組合及び構成市町村の行財政運営に大きな影響を与える課題と考えています。

2組合が保有する共同処理施設は、安全・安心な住民生活に密接に関係する必要不可欠な施設ばかりであり、構成市町村の各種施策に大きく関係することを考慮し、共同処理施設のマネジメントに取り組みながら、本計画を推進します。